

佐賀県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十月十二日から平成二十二年十一月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十二日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 岸川筋原線	多久市北多久町大字多久原五八七六番九地先から 多久市北多久町大字多久原四四六四番地先まで	平成二二・一〇・二二